

愛知医科大学病院長任用規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知医科大学病院長（以下「病院長」という。）の任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(病院長の任命)

第2条 病院長の任命は、この規程の定めるところにより選考された病院長候補者（以下「候補者」という。）について、理事会の議に基づき理事長が行う。

(病院長の任期)

第3条 病院長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(病院長の基準)

第4条 病院長となることのできる者は、次に掲げる基準をすべて満たす者とする。

- 一 臨床医学部門の教授（大学附属施設、医学部附属施設及び研究所の臨床医学系教授を含む。）であること。
 - 二 医療安全管理業務の経験、患者安全を第一に考える姿勢・指導力等の医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有すること。
 - 三 医療機関等における経営管理に関する識見並びに組織管理経験等を含んだ組織管理能力等の愛知医科大学病院（以下「病院」という。）を管理運営する上で必要な資質及び能力を有すること。
- 2 前項に定めるもののほか、病院長となることのできる者は、病院が懸案とする当面の課題（以下「当面の課題」という。）を解決する意欲及び能力を有する者とする。
- 3 前2項に定める基準は、ホームページにおいて公表する。

(候補者選考の時期)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、候補者の選考を行う。

- 一 病院長の任期が満了するとき。
 - 二 病院長が欠けたとき。
 - 三 病院長から辞任の申し出があり、理事長がこれを認めたとき。
- 2 前項の選考は、第1号の場合は任期満了の2か月前までに、第2号及び第3号の場合には速やかに行う。
- 3 理事長は、第1項の選考を行うときは、常任理事会に対し当面の課題を明確化するように要請する。

(選考委員会の設置)

第6条 候補者の選考を行うため、学校法人愛知医科大学（以下「本学」という。）に病院長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

第7条 選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 理事長

- 二 学長
 - 三 医学部長
 - 四 看護学部長
 - 五 法人本部長
 - 六 事務局長
 - 七 理事会の運営方針第3項第2号に規定する常任理事
 - 八 学識経験者のうちから理事会において選任した者2名
- 2 前項第8号の委員は、次の要件を満たさなければならない。
- 一 過去10年以内に本学と雇用関係にないこと。
 - 二 過去3年間において、年間50万円を超える額の寄付金又は契約金等を本学から受領していないこと。
 - 三 過去3年間において、年間50万円を超える額の寄付を本学に対して行っていないこと。
- 3 第1項第8号の委員の任期は、選任後第5条第1項第1号の規定による選考が開始されるまでの間とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事長は、選考委員会の委員名簿、委員の経歴及び委員の選定理由をホームページにおいて公表する。
- 5 選考委員会の運営に関し必要な事項は、選考委員会の議に基づき委員長が定める。

(選考委員会の会議)

- 第8条 選考委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。
- 2 選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 選考委員会は、前条第1項第8号の委員1名以上を含んだ3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
- 4 選考委員会の議事は、原則として出席委員の全会一致をもって決する。ただし、議論を尽くしても、意見が一致しない場合は、出席委員の3分の2以上の多数をもって決することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(候補者の選考)

- 第9条 選考委員会は、第4条第1項及び第2項に定める基準を満たす候補者の選考を行う。
- 2 選考委員会は、候補者選考の対象となった者（以下「選考対象者」という。）に対し、所信及び抱負を確認するとともに、必要に応じて面談を行うことができる。
- 3 委員が選考対象者となった場合は、当該選考に係る委員の職務執行から除斥される。
- 4 前項の場合においては、委員は補充しないものとする。

- 5 選考委員会は、第2項の確認及び面談の結果を踏まえ、選考対象者の中から候補者1名を選定する。
- 6 選考委員会は、候補者の抱負その他必要な書類を添付した上で、選考結果を理事長に進達する。
- 7 理事長は、進達された選考結果を踏まえ、理事会に候補者を提案するとともに、常任理事会及び病院部長会に報告する。
- 8 理事長は、病院長を任命するに当たり、病院長の選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なくホームページにおいて公表する。

(所信表明)

第10条 第2条の規定により任命された病院長は、就任後速やかに本学の職員に対し所信表明を行う。

(病院長代行)

第11条 理事長は、病院長が欠けたときは、必要に応じて副院長の職にある者の中から病院長代行を任命する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年9月6日から施行する。
- 2 就業規則第10条第2項の学長、病院長及び事務局長等の任命に関する規定その他病院長の任用に関する規定で、この規程に抵触するものは、その効力を失う。
- 3 この規程が効力を生ずる際、現に病院長の職にある者は、この規程により任用されたものとみなす。ただし、その任期は、昭和57年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月30日から施行する。